地方税制参考資料

総務省自治税務局

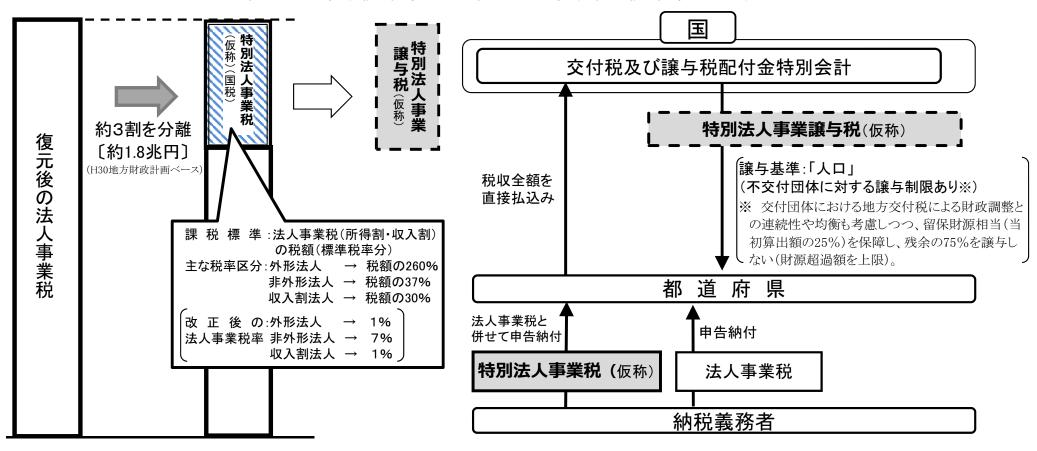
目 次

〔地方法人課税における新たな偏在是正措置〕	
▶ 地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
▶ 地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 2
〔車体課税の大幅見直し〕	
【単体課税の大幅見直し】▶ 車体課税の大幅見直し(全体像)(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3
▶ 自動車税の税率引下げ(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 4
▶ 地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
▶ 環境性能割に係る見直し(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 6
▶ 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)に係る大幅見直し(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 7
▶ 自動車取得税のエコカー減税に係る見直し(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
▶ 国税から地方税への税源移譲(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 9
■ 国税から地方税への税源移譲(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 10
〔個人住民税〕	
【個人任氏祝】 → ふるさと納税制度の見直し(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 11
▶ 個人住民税における住宅ローン控除に係る対応(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 12
▶ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 13
「森林環境税・譲与税(仮称)の法制化〕	
で 本体環境税 (仮称) 及び森林環境譲与税 (仮称) の制度設計イメージ (案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
→ 森林環境譲与税(仮称)の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
/ 林州環境破子仇(似物)の破子領と川町門及び即追所朱に対する破子副日及の破子卒年(朱)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
〔主な税負担軽減措置等〕	
で上る抗気に在機能である。 ▶ 地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 16
▶ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
▶ 帰還環境整備推進法人が整備する公共施設に係る課税標準の特例措置の創設(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 18
▶ 熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
▶ 鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の課税免除等の特例措置の適用期限の延長(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)

○ 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して 大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、 特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

<特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の仕組み>

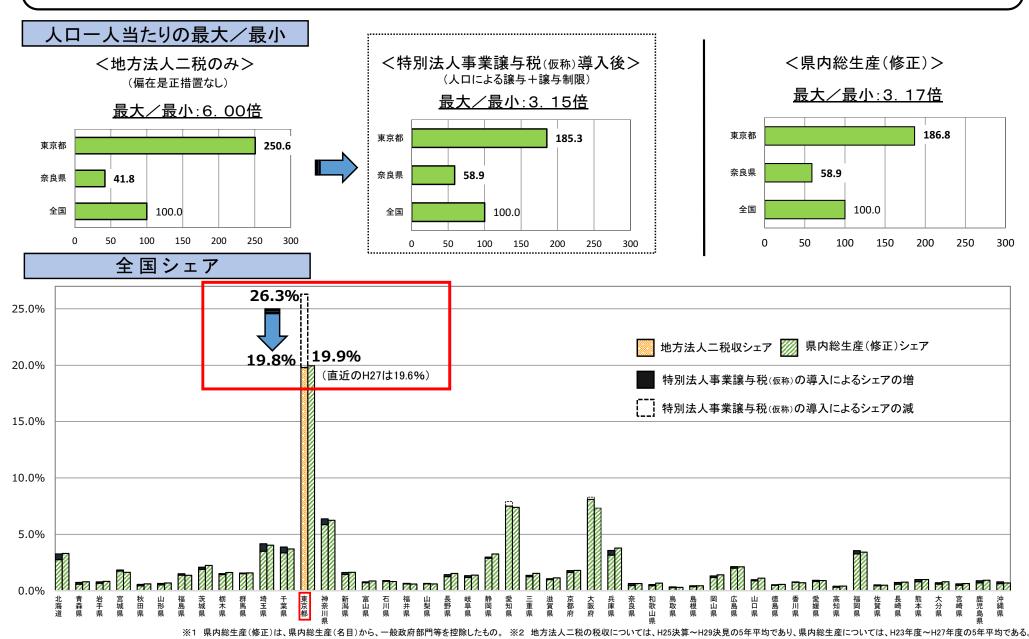


<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 〇 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その 全額を地方のために活用する。

新たな偏在是正措置の考え方と効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。 この構造的な課題を解決することが必要。
- 〇 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。



車体課税の大幅見直し(全体像)(案)

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

○ 自動車税の税率引下げ(恒久減税)

1,320億円程度(平年度ベース)

- 平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から引下げ。
- 軽自動車税の税率は、変更しない。

〇 地方税財源の確保

1,320億円程度(平年度ベース)

- グリーン化特例・軽課(自動車税・軽自動車税)
- エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)
- 環境性能割(自動車税)

対象の重点化、 基準の見直し 等

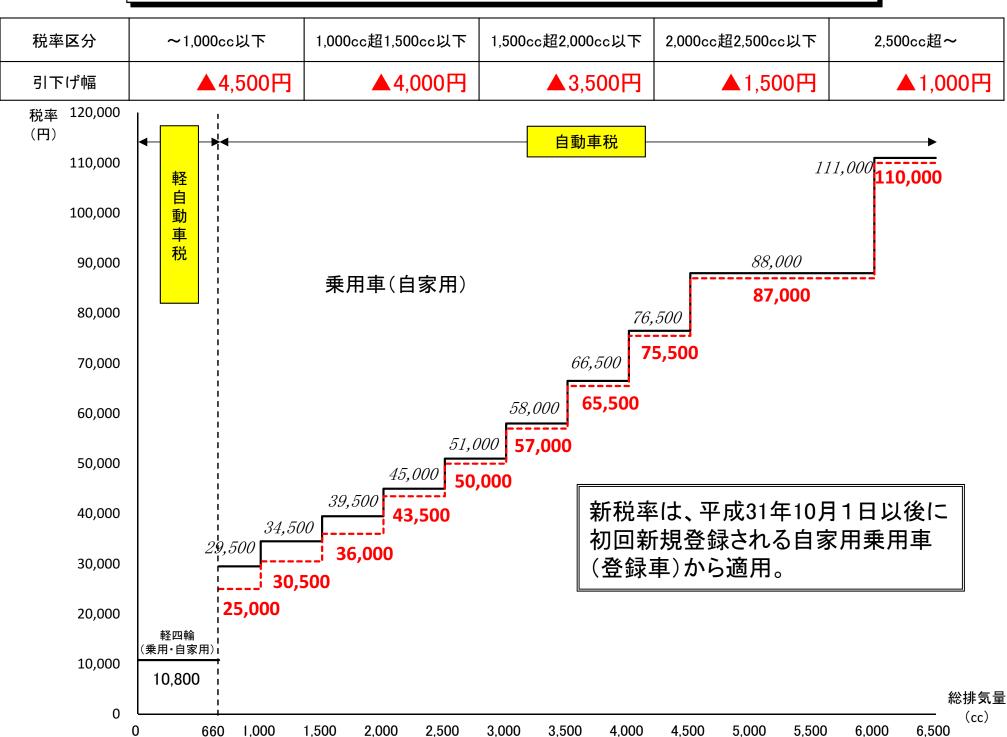
- 都道府県自動車重量譲与税制度の創設(自動車重量税の譲与割合の引上げ)
- 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

環境性能割の臨時的軽減

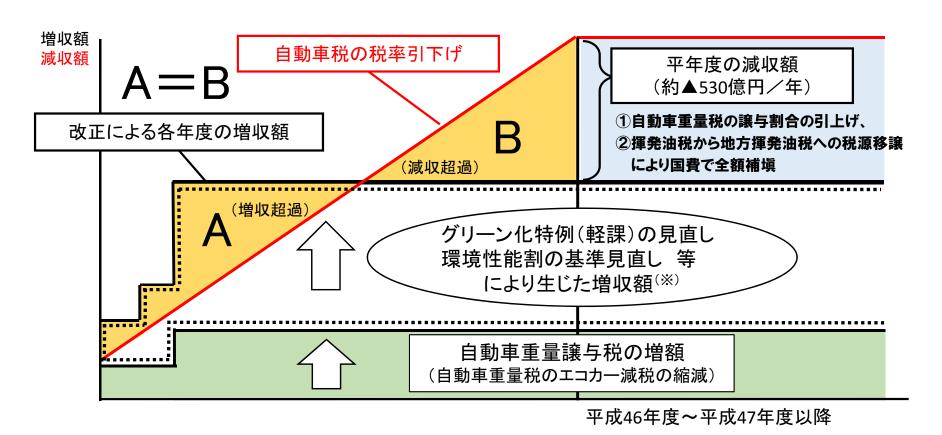
500億円程度(平成31、32年度の合計)

- ① 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減する。(例:税率3%→税率2%等)
- ② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補塡する。

自動車税の税率引下げ(案)



地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ(案)



(※):別途、今般の改正に伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税の環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

環境性能割に係る見直し(案)

乗用車

【 改正前(28改正における税率区分)】

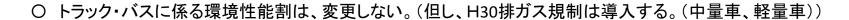
			税率	
	区 分	自家	京用	心 柴田
		登録車	軽自動車	営業用
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H21規制からNO×10%低減達成) プラグインハイブリッド車* クリーンディーゼル車* (H21規制適合)		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車がソリン車	2020年度基準+10%達成			
トッド車 ・シ車 車	2020年度基準達成	1%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成	2%	2%	1%
	上記以外	3%	Z %0	2%

- (注)ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件: H17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
- (※)プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車は登録車に限る。

【改正後】

			税率	
	区 分	自家	京用	公米日
		登録車	軽自動車	営業用
H21規制 プラグイ クリーン	也自動車	非課税	非課税	非課税
ハイガソリ	2020年度基準+10%達成	1%		
LPG車※車グソリン車	2020年度基準達成	2%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成	20/	00/	1%
	上記以外	3%	2%	2%

- (注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
- (※)プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車及びLPG車は登録車に限る。



自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)に係る大幅見直し(案)

自家用乗用車

【 改正前 】

取得期間:平成30年4月1日~平成31年3月31日

軽課年度:平成31年度(取得の翌年度のみ)

分 軽減率 区 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) 75% プラグインハイブリッド車 軽減 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合) 2020年度基準+30%達成 50% 2020年度基準+10%達成 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減($\star\star\star\star$) 又はH17規制からNOx75%低減($\star\star\star\star$)しているものに限る。

軽自動車税

自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減($\star\star\star\star$) 又はH17規制からNOx75%低減($\star\star\star\star$)しているものに限る。

【改正後】

取得期間:平成33年4月1日~平成35年3月31日

軽課年度:平成34年度、平成35年度(取得の翌年度のみ)

※平成31、32年度取得分については、現行の特例措置を延長する。

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)
又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。



区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減($\star\star\star\star$) 又はH17規制からNOx75%低減($\star\star\star\star$)しているものに限る。

- トラック・バス等に係る自動車税のグリーン化特例については、単純延長(2年)。
- 貨物用の軽自動車に係る軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、単純延長(2年)。

自動車取得税のエコカー減税に係る見直し(案)

乗用車

【 改正前 】

区	分	軽減率	(参考) 自重税
電気自動車 燃料電池自動 天然ガス自動 (H30規制適合又 H21規制からNO プラグインハイ クリーンディー (H30規制適合又	車 は ×10%低減達成) ブリッド車	非課税	免税 ※2020年度基準 +50%達成 については、 2回目も免税
	2020年度基準 +40%達成		
 ・ハ ・イガ	2020年度基準 +30%達成	80% 軽減	75%
LPG車 ブリッド ブリット	2020年度基準 +20%達成	60% 軽減	軽減
車車	2020年度基準 +10%達成	40% 軽減	50% 軽減
	2020年度基準 達成	20% 軽減	25% 軽減
上言	己以外	登録車3% 軽自動車2%	*

- (注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
- ※ 2015年度基準+10%達成のガソリン車について、本則税率 を適用させる経過措置については、H31改正においては、 延長しない。

【改正後】

区	分	軽減率	(参考) 自重税
電気自動車 燃料電池自動 天然ガス自動 (H30規制適合又 H21規制からNO プラグインハイ クリーンディー (H30規制適合又	車 は ×10%低減達成) ブリッド車	非課税	免税 ※2020年度基準 +90%達成 については、 2回目も免税
	2020年度基準 +40%達成		
ー ハ ・イガ	2020年度基準 +30%達成	50%	50%
LPG車 ガソリン車	2020年度基準 +20%達成	軽減	軽減
車	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	25%
	2020年度基準 達成	20% 軽減	軽減
上言	己以外	登録車3% 軽自動車2%	

- (注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
- トラック・バスについては、現行の適用対象から、税率を25% 軽減するものを除外する。(重量車・中量車)

国税から地方税への税源移譲(案)

- 車体課税の大幅見直しに当たり、都道府県における社会インフラ財源を安定的に確保していくため、
 - ① 自動車重量税の一部を都道府県に対して譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を、新たに創設する。
 - ② 平成46年度から、揮発油税から地方揮発油税に税源を移譲することにより、地方揮発油譲与税を増額する。

① 都道府県自動車重量譲与税制度の創設

※自動車重量譲与税法の改正

<u>1 譲与団体</u> 全ての都道府県 (※引上げ分の全額を都道府県に譲与)

2 規模等

	平成31~33年度	平成34~45年度	平成46年度	平成47年度~
都道府県分の自動車重量譲与税の規模	98億円/年	160億円/年	451億円/年	550億円/年
上記に必要な譲与割合の引上げ分	15/1000	24/1000	68/1000	83/1000
現行の譲与割合(市町村分) 407/1000(本則:1/3)				
改正後の譲与割合【附則(当分の間)】	422/1000	431/1000	475/1000	490/1000

※本則の譲与割合についても改正を行う。

- 3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)
- <u>4 譲与時期</u> 6月、11月、3月

② 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

※地方揮発油譲与税法の改正

- 1 譲与団体 全ての都道府県 (※税源移譲分の全額を都道府県に譲与)
- 2 規模等

		現行	平成46年度~
地方揮発油和	兑への移譲額		142億円
性及冲形	本則税率	24,300円/キロリットル	24,000円/キロリットル
揮発油税 押発油税 押報報	当分の間税率	48,600円/キロリットル	48,300円/キロリットル
14. 十字 28. 十字	本則税率	4,400円/キロリットル	4,700円/キロリットル
地方揮発油税 	当分の間税率	5,200円/キロリットル	5,500円/キロリットル

- 3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)
- 4 譲与時期 6月、11月、3月

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減(案)

- 〇 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。
- ※ この措置による地方税の減収(500億円程度:平成31、32年度の合計)については、地方特例交付金により、全額国費で補塡する。

対 象

平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)

措置内容

自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

[登録車]

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	〉 非課税
2.0%	1.0%

- ※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。
- ※ 免税点は50万円(中古車については、全体の約9割が非課税)。

X -

(参考):環境性能割の概要 ※自家用乗用車(登録車)の場合

[課税のタイミング]

自動車の取得時(購入時)

〔税額の計算方法〕

自動車の取得価額

[税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み]

	税率(改正後)	燃費基準値達成度等	対象車の例
	非課税	電気自動車等(※)、H32年度燃費基準+20%達成	プリウス
1% H32年度燃費基準+10%		H32年度燃費基準+10%達成	パッソ
	2 %	2 % H32年度燃費基準達成	
	3 %	上記以外の登録車	ヴォクシー
		-	

※ 電気自動車等:電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車

ふるさと納税制度の見直し(案)

- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国 各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。
 - ※ これまでは、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきたもの。

見直し後の制度の基本的枠組み

- 〇 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体を<u>ふるさと納税(特例控除)の対象として指定する</u>。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する(指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる)。

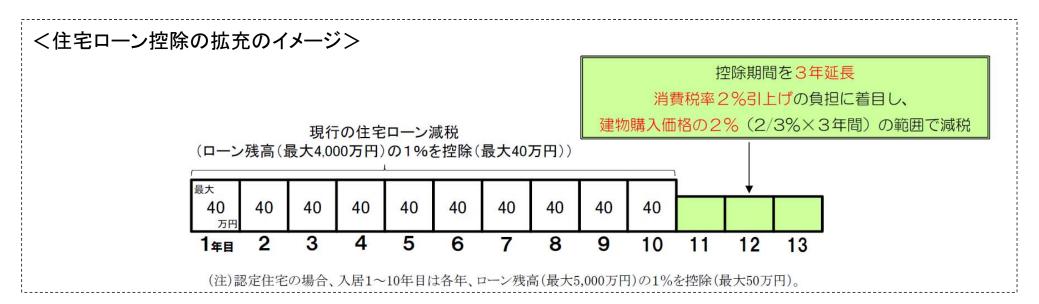
個人住民税における住宅ローン控除に係る対応(案)

- 今回の対策により延長された控除期間において、所得税額から控除しきれない額について、 現行制度と同じ控除限度額(以下参照)の範囲内で個人住民税額から控除する措置を講ずる。
 - ※ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補塡する。

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	平成26年4月~平成33年12月	今回の対策 平成31年10月~平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	<u>13年</u>

(注)平成26年4月~平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。



子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置(案)

平成33年度分以後の 個人住民税について適用

○ 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を 非課税とする措置を講ずる。

<現行の個人住民税の非課税措置の範囲>

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

(前年の合計所得金額が135万円(※)(給与収入204万円)を超える場合を除く) 等

※ 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、平成33年度分以後の個人住民税から 非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。

対象の追加

児童扶養手当の支給を受けている児童(※1)の父又は母のうち、現に婚姻(※2)をしていない者 又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者

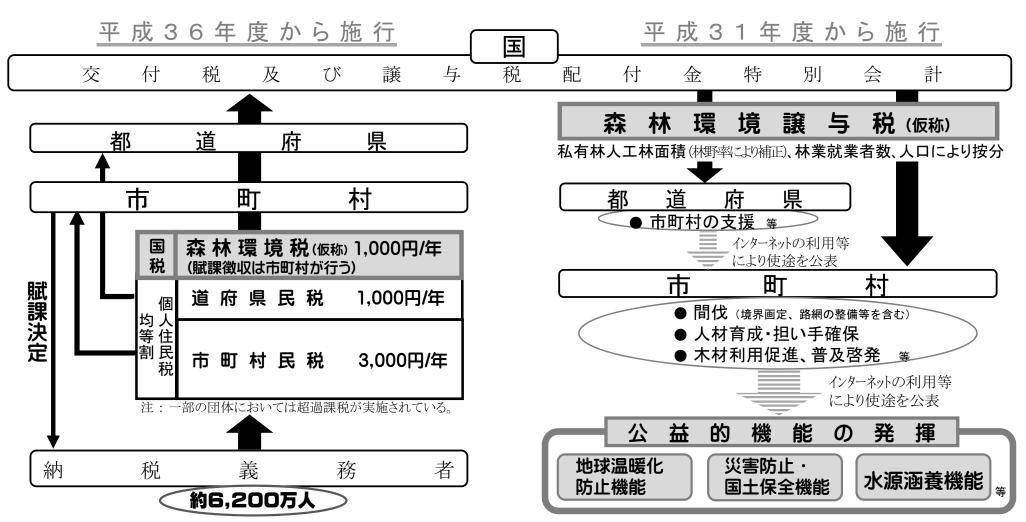
(前年の合計所得金額が135万円(給与収入204万円)を超える場合を除く)

- ※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。
- ※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

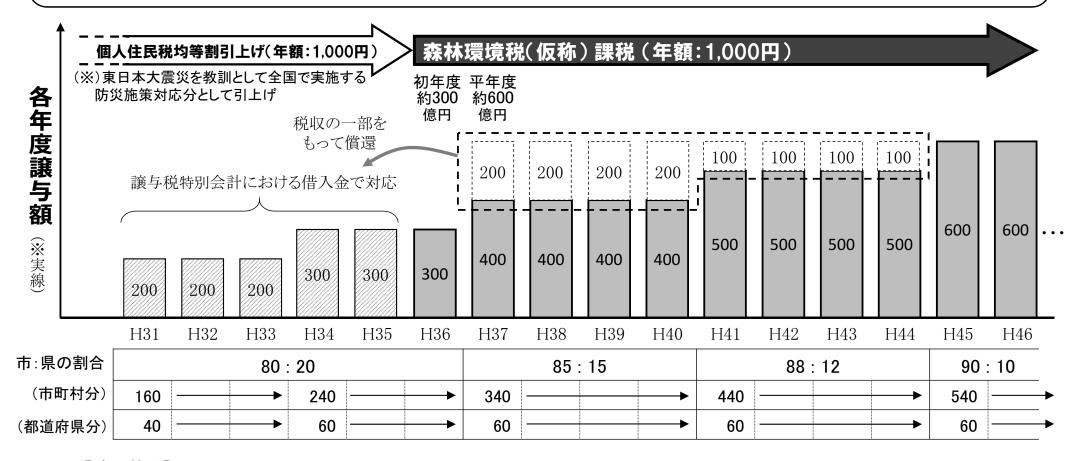
【制度設計イメージ(案)】



森林環境譲与税(仮称)の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 〇 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税(仮称)の 税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。

(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分

都道府県分

50% : 私有林人工林面積

20%: 林業就業者数

30%: 人口

市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1. 5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

(※以下のとおり林野率による補正)

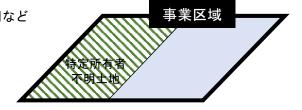
地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設(案)

特例の概要 (創設)

〇 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、特定所有者不明土地^{※1}を利用して行う地域福利増進事業^{※2}の用に供する土地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、最初の5年度分、2/3を乗じた額とする。

※1 所有者不明土地のうち、現に建築物(簡易な構造の小規模建築物を除く。)が存せず、かつ、業務の用など 特別の用途に供されていない土地

※2 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業





所有者不明土地の存在により流通・ 活用されていない土地 (イメージ)



イベントスペース(広場)



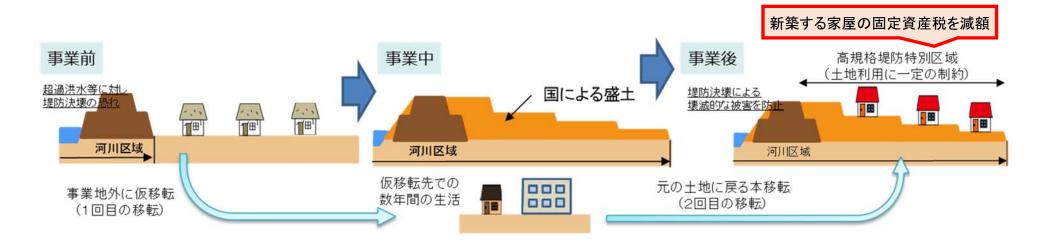
直売所 (購買施設)

高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設(案)

特例の概要 (創設)

○ 高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋 を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の税額を、最初の5年度分、下表のとおり減額する。

家屋の種別	減額割合
住宅 (居住部分) (非居住部分)	2/3減額 1/3減額
住宅以外の家屋	1 / 3 減額



帰還環境整備推進法人が整備する公共施設に係る課税標準の特例措置の創設(案)

特例の概要 (創設)

- 〇 福島県における原子力発電所の事故による避難住民の帰還の推進に向けて、帰還環境整備推進法人^{※1}が、 避難住民の帰還環境の整備を目的に地域利便の増進に寄与する一定の公共施設等^{※2}の整備のために土地等 を取得等した場合について、下記の特例措置を講ずる。
 - 固定資産税・都市計画税の課税標準を、最初の5年度分、価格に1/3を乗じた額とする。
 - 不動産取得税の課税標準を、価格から1/5を控除した額とする。
 - ※1 避難指示・解除区域の所在する市町村長^{※3}が定める帰還環境整備事業計画等に基づき帰還環境整備のための業務を適正・確実に 行うことができると認められる者として当該市町村長が指定する法人 (一般社団・財団法人、NPO法人等)
 - ※2 道路、公園、広場、緑地、集会施設、休憩施設、案内施設、駐車場等
 - ※3 推進法人の活動が見込まれる避難指示・解除区域の所在する市町村は以下の12市町村 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

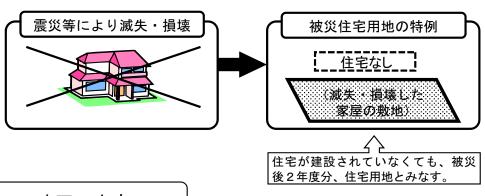
<空き地を有効活用した公共施設のイメージ(コミュニティガーデン)>



熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充(案)

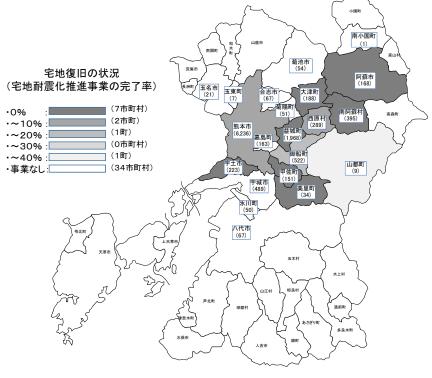
特例の概要 (現行)

- 震災等により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)に係る固定資産税及び都市計画税については、 被災後2年度分※1、当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例措置を適用する。
 - ※1 避難指示区域は解除後3年度分、被災市街地復興推進地域※2に定められた場合は被災後4年度分。
 - ※2 大規模な災害により相当数の建築物が滅失し、土地区画整理事業等を実施する必要がある区域。 都市計画区域内の市街地の土地の区域において市町村の都市計画で定められる。



改正の内容

○ 平成28年熊本地震により被災した通常2年度分の特例措置が 適用されている被災住宅用地について、住宅用地として使用する ことができないと市町村長が認める場合、適用期間を2年度分 延長する。



- ※ 各市町村名の下の()内の数字は応急仮設住宅の供与戸数
- ※ 数値は全て平成30年8月末現在

鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の課税免除等の特例措置の適用期限の延長(案)

特例の概要(現行)

〇「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日 環境省・農林水産省)に基づく有害鳥獣の捕獲目標達成のためには、 その担い手確保が重要であることから、平成27年度税制改正において、有害鳥獣の捕獲等を行う以下の者について、 狩猟税の課税免除等の特例措置を設けたところ。

同対策については、策定から概ね5年後に必要に応じて捕獲目標の見直しを行うとされていることから、見直しの時期に 合わせて、平成30年度までの時限措置とした。





狩猟税の特例	(平成31年3	日31日まで)
かりかれれてひと 1寸 けり	(十八八)十つ	カシロみでん

許可捕獲

		-
		狩猟者登録
	目的	レジャー
	鳥獣	カモ、キジ等
	第一種銃猟 (装薬銃)	16, 500円
税	網猟	8, 200円
率	わな猟	8, 200円
	第二種銃猟 (空気銃)	5, 500円

認定鳥獣捕獲等 対象鳥獣捕獲員 事業者の従事者 有害鳥獣許可捕獲 等を行った者

レジャーのほか、有害鳥獣捕獲等に従事

イノシシ、シカ等

課税免除

※対象鳥獣捕獲員:市町村に

設置された「鳥獣被害対策実

施隊」の隊員で、主として鳥獣

の捕獲等に従事する者

課税免除

※認定鳥獣捕獲等事業者:

国が定める一定の基準に適

合しているとして都道府県知

事の認定を受けた法人

2分の1

全ての区分で

※狩猟者登録の申請日前1 年以内に、鳥獣の管理の目 的で、鳥獣保護管理法に基 づく許可捕獲等を行った者



狩猟税は 課されない

都道府県知事の許可

有害鳥獣捕獲等に従事

イノシシ、シカ等

(課税対象外)

改正の内容

適用期限を5年延長 (平成35年度まで)

【参考】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日 環境省・農林水産省)(抄)

〇当面の捕獲目標(全国レベル)の設定

ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10年後(平成35年度)までに個体数を 半減させることを目指すこととし、概ね5年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直し を行うこととする。